

# 文化財を活用した観光振興、地域振興を図るための法制の見直しについて

（文化財保護行政の所管組織の選択制）

大分県

平成29年7月13日

# 1 地方分権確立の基本的意義の視点から

## 第28次地方制度調査会答申（H17. 12. 9）

- ・ 地方公共団体を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応することができるような諸制度の弾力化が求められている。
- ・ 地方の自主性・自律性を高めていく見地からは、個別法令による地方公共団体の事務の義務付け等を縮小していくことが求められている。
- ・ 文化、スポーツ、生涯学習支援、幼稚園、社会教育、文化財保護なども含め、公立小・中・高等学校における学校教育以外の事務については、地方公共団体の判断により長が所掌するか、教育委員会が所掌するかの選択を幅広く認める措置を直ちに採ることとすべきである。

## H20 地教行法改正

文化、スポーツに関することが選択的に首長部局でも実施可能に。  
（ただし、文化財保護事務は依然として教育委員会が専管。地教行法 § 23）

★地方分権確立の基本的意義として、

- ① 地方公共団体の「**組織決定の自由度向上**」
- ② 地方公共団体の「**総合的行政の推進**」 等をさらに進めるためにも、

現在、法令等により執行機関が限定されている事務については、そうした制限をなくし、地方の「**選択**」に基づき効果的・効率的な施策展開が可能となるよう、さらに見直すべきである。とりわけ大分県では「文化財保護事務」に関する支障事例が生じている。

## 2 支障事例 湯けむり景観保存とまちづくりについて〔大分県別府市〕（1）

### ①景観保存

【教育委員会】  
湯けむり景観を  
「保存し、遺したい」

**保存**

文化財所管課（県・市）

明礬・鉄輪地区の『国の重要  
文化的景観「別府の湯けむり  
景観」』選定（文化庁）に向  
けH19から活動開始

〔別府の湯けむり景観保存計画〕

### ②まちづくり

【首長部局】  
湯けむり景観を  
「まちづくりに活かしたい」

**活用**

観光・地域振興所管課（県・市）

同時期・同地区内に「まち  
づくり交付金」（国交省）  
を活用した地獄蒸し工房を  
建設

〔都市再生整備計画〕  
（鉄輪温泉地区）

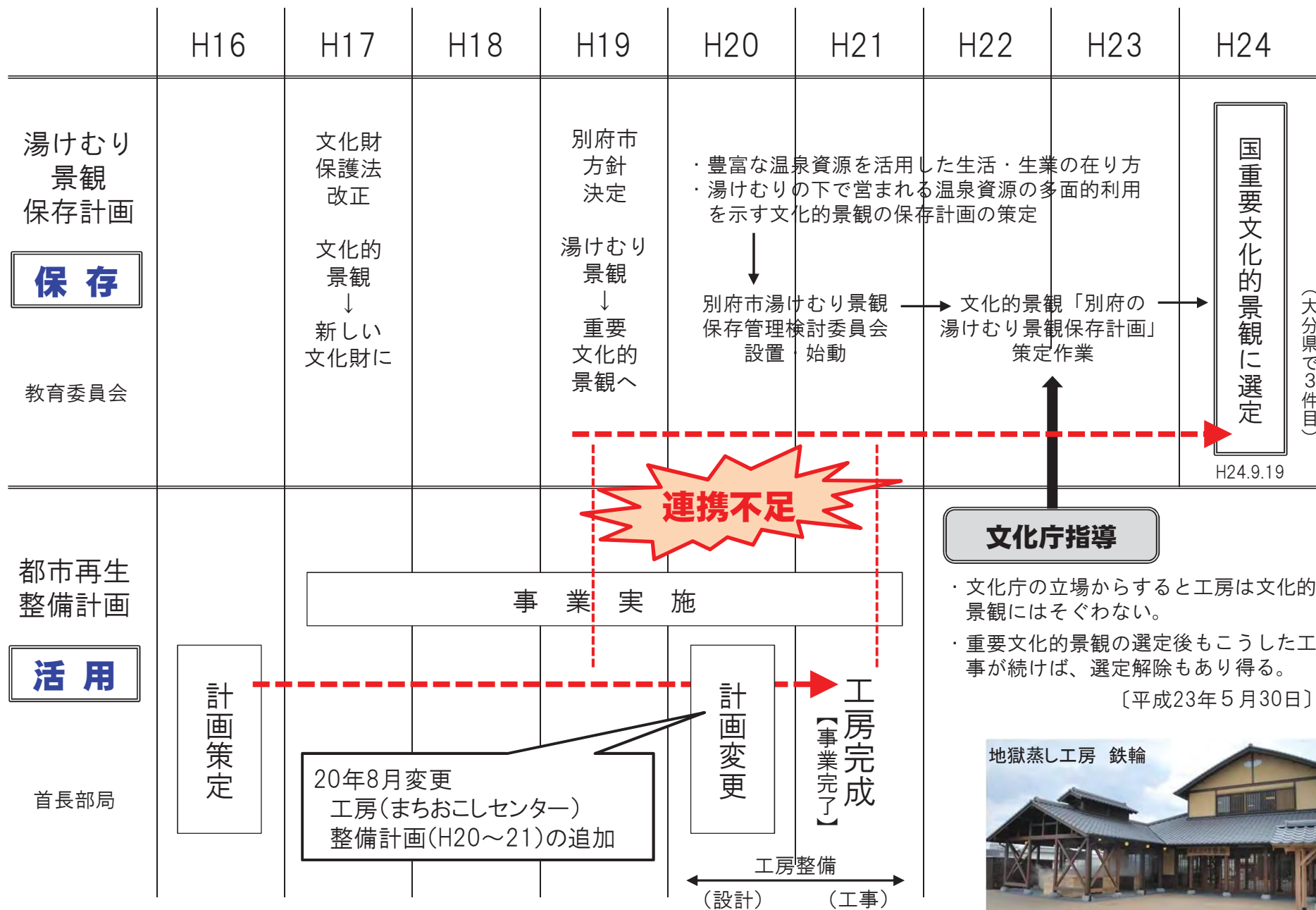
**国**

- ・ 文化庁の立場からすると工房は文化的景観にはそぐわないという観点である。
- ・ 重要文化的景観の選定後もこうした工事が続けば、選定解除もあり得る。

景観や文化財保存に係る事業（文化財保護）とまちづくり事業（観光・地域振興）の執行管理を**一体的・一元的に実施する体制**ができていれば、こうした問題は未然に防ぐことができた。



## 2 支障事例 湯けむり景観保存とまちづくりについて〔大分県別府市〕（2）



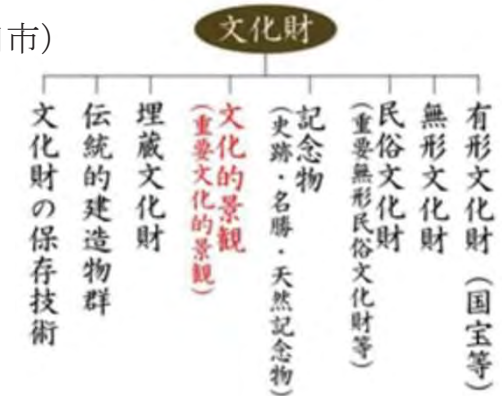
## 〔参考〕別府の湯けむり・温泉地景観について

◎文化的景観とは …… 文化財保護法（H17 改正法）で定められた文化財の一種

- ・人々の生活や生業といった日々の「営み」と「風土」によって形作られた景観地を指す
- ・特に重要なものは重要文化的景観として選定を受けることができる（全国51か所）
- ・大分県は3か所。①小鹿田焼の里（日田市） ②田染の荘小崎の農村景観（豊後高田市） ③別府の湯けむり（別府市）

◎別府の湯けむり景観が国重要文化的景観に選定されたポイント

- ・別府市では、西部の火山帯から東部の別府湾に向けて広がる火山麓扇状地に豊富な温泉資源を活用した『生活・生業の在り方を示す文化的景観』が展開
- ・高温の沸騰泉はそのまま利用することができず、気液分離装置によって温泉水と温泉蒸気に分けられ、温泉水は配管を通過して集落へ、温泉蒸気は「湯けむり」として空中に高く排出される
- ・別府古来の自然湧出泉による温泉地は「別府八湯」と総称され、江戸時代後期までは農閑期を中心に周辺の地域から湯治客を集めた。明治時代以降は、別府港の築港、鉄道・道路の整備により観光客が増加し、別府は一大観光都市へと発展
- ・その中でも鉄輪温泉・明礬温泉では、**近世の旅籠・木賃宿に起源を持つ宿泊業が現在も旅館や貸間として継続**されており、住民が組合制の下に管理・運営している共同浴場等とともに、地域生活における顕著な「温泉水の利用」が見られる
- ・また、**江戸時代の史料に記録される『地獄釜の蒸し料理』**は現在でも行われ、明礬温泉で製造される『湯の花』は入浴剤として販売されるなど、「温泉蒸気の利用」も特徴的



貸間旅館が並ぶ鉄輪地区



地獄釜の蒸し料理



湯の花製造小屋